

## 下野市高齢者サポートカー等購入費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、高齢者の運転する自動車による事故を防止し、市民の安全と安心に資することを目的として交付する下野市高齢者サポートカー等購入費補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) サポートカー 衝突被害軽減ブレーキ若しくはペダル踏み間違い時加速抑制装置又はその両方を搭載した自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 衝突被害軽減ブレーキ レーダー等で前方の障害物を検知し、衝突するおそれがある場合に運転者への回避操作を行うよう警報が作動し、障害物との衝突が避けられないと判断した場合には、障害物との衝突による被害を軽減するために自動的にブレーキ制御を行う装置をいう。
- (3) ペダル踏み間違い時加速抑制装置 レーダー等で前方又は後方の障害物を検知し、アクセルペダルが強く踏み込まれた際に、急加速を抑制する装置をいう。
- (4) 安全運転支援装置 次のいずれかに該当する装置をいう。
  - ア 自動車の停車時及び徐行時において、アクセルペダルが強く踏み込まれた際にアクセルの開度を電氣的に制御する装置
  - イ ペダル踏み間違い時加速抑制装置

### (補助金の種類等)

第3条 補助金の種類及び内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) サポートカー購入費補助金 サポートカーを購入する際に要する費用の一部を補助するもの
- (2) 後付け安全運転支援装置設置費補助金 自動車に後付けで設置する安全運転支援装置の購入及び取付けに要する費用の一部を補助するもの

(補助対象自動車)

第4条 補助金の交付の対象となる自動車は、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) サポートカー購入費補助金 次のいずれの要件にも該当するサポートカー（以下「サポートカー購入費補助対象車」という。）とする。

ア 自家用の用途に供するものであること。

イ リース又はレンタルの自動車でないこと。

ウ 法第7条第1項に規定する新規登録を初めて受けたもの又は法第59条第1項の新規検査を初めて受けたものであること。

(2) 後付け安全運転支援装置設置費補助金 前号ア及びイのいずれの要件にも該当し、安全運転支援装置を購入し、取付けを行った自動車（以下「後付け装置設置費補助対象車」という。）とする。

(交付対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、本市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) サポートカー購入費補助対象車を購入した日又は安全運転支援装置を購入し、後付け装置設置費補助対象車に取付けを行った日において70歳以上の者

(2) サポートカー購入費補助対象車又は後付け装置設置費補助対象車に係る自動車検査証（法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証をいう。以下同じ。）に記載される使用者である者

(3) 自動車運転免許を有する者

(4) 補助金の交付を受けていない者のみで構成される世帯に属する者

(5) 市税等の滞納がない者

(6) 下野市暴力団排除条例（平成24年下野市条例第3号）第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条例第6条第1項に規定する密接関係者に該当しない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補

助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする交付対象者(以下「申請者」という。)は、下野市高齢者サポートカー等購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次の表の交付申請時添付書類の欄に掲げる書類を添えて、補助対象経費を支払った日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

区分	交付申請時添付書類
サポートカー購入費補助金	(1) 自動車運転免許証の写し (2) サポートカー購入費補助対象車の自動車検査証の写し (3) サポートカー購入費補助対象車の購入に係る売買契約書又は注文書の写し (4) サポートカー購入費補助対象車の購入に係る領収書の写し (5) サポートカー販売証明書(様式第2号) (6) その他市長が必要と認める書類
後付け安全運転支援装置設置費補助金	(1) 自動車運転免許証の写し (2) 後付け装置設置費補助対象車の自動車検査証の写し (3) 安全運転支援装置の購入及び後付け装置設置費補助対象車への取付けに要する費用に係る領収書の写し (4) 安全運転支援装置の機能が確認できるものの写し (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、下野市高齢者サポートカー等購入費補助金交付決定通知書(様式第3号)又は下野市高

齢者サポートカー等購入費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、その旨を当該申請者に通知の上、補助金の交付を決定した申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（譲渡又は転売の禁止）

第9条 交付決定者は、補助金の交付を受けた日以後1年を経過するまで、サポートカー購入費補助対象車又は後付け装置設置費補助対象車を第三者（同居の家族を除く。）に譲渡又は転売してはならない。

（補助金の返還等）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条第2項の補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき

（2） 法令若しくはこの告示の規定に違反したとき又は市長の指示に従わないとき。

（協力）

第11条 交付決定者は、本市の推進する施策に協力するよう努めるものとする。

（補則）

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日等）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行し、同日以後にサポートカー購入費補助対象車を購入した者又は安全運転支援装置を購入し、後付け装置設置費補助対象車に取付けを行った者から適用する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日後であっても、同日以前にサポートカー購入費補助対象車を購入した者又は安全運転支援装置を購入し、後付け装置設置費補助対象車に取付けを行った者に対するこの告示の規定は、なおその効力を有する。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、交付決定者に対する第9条から第11条までの規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第6条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額
サポートカー購入費補助金	サポートカー購入費補助対象車の購入に要する費用	サポートカー購入費補助対象車1台当たり2万円を限度とする。
後付け安全運転支援装置設置費補助金	安全運転支援装置の購入及び後付け装置設置費補助対象車への取付けに要する費用	後付け装置設置費補助対象車1台当たり1万円を限度とする。

様式第1号（第7条関係）（サポートカー購入費補助金用）

年 月 日

下野市長 様

申請者 住所  
氏名 ㊟  
生年月日 年 月 日  
電話番号

下野市高齢者サポートカー等購入費補助金交付申請書兼請求書

下野市高齢者サポートカー等購入費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請及び請求します。なお、下野市高齢者サポートカー等購入費補助金の交付決定にあたり、私の世帯の住民基本台帳及び私の市税等の納付状況の調査を行うことに同意します。

また、私は下野市暴力団排除条例（平成24年下野市条例第3号）第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条例第6条第1項に規定する密接関係者に該当しないことを誓約します。

サポートカー	購入日	年 月 日		
	購入額	円		
	販売事業所名			
補助金の交付申請額	円			
振 込 先	金融機関名		支店名等	
	種 別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

※口座名義は申請者本人の口座をご記入ください。

様式第1号（第7条関係）（後付け安全運転支援装置設置費補助金用）

年 月 日

下野市長 様

申請者 住所

氏名 ㊟

生年月日 年 月 日

電話番号

下野市高齢者サポートカー等購入費補助金交付申請書兼請求書

下野市高齢者サポートカー等購入費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請及び請求します。なお、下野市高齢者サポートカー等購入費補助金の交付決定にあたり、私の世帯の住民基本台帳及び私の市税等の納付状況の調査を行うことに同意します。

また、私は下野市暴力団排除条例（平成24年下野市条例第3号）第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条例第6条第1項に規定する密接関係者に該当しないことを誓約します。

安全運転支援装置	購入日	年 月 日	
	取付け日	年 月 日	
	購入及び取付け額	円	
	販売等事業所名		
安全運転支援装置を取り付けた自動車	自動車登録番号 又は車両番号		
補助金の交付申請額	円		
振込先	金融機関名	支店名等	
	種別	普通・当座	口座番号
	フリガナ		
	口座名義		

※口座名義は申請者本人の口座をご記入ください。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

下野市長 様

サポートカー販売証明書

購入者の住所	
購入者の氏名	
車名、車種等	
自動車登録番号又は 車両番号	
サポートカーに搭載する 装置の区分	<input type="checkbox"/> 衝突被害軽減ブレーキ <input type="checkbox"/> ペダル踏み間違い時加速抑制装置

上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

所在地

事業所名

代表者名

印

電話番号

(販売担当者名)

【事業所の方へ】

この証明書は、下野市高齢者サポートカー等購入費補助金交付に係る事務のために使用します。記載内容について、電話等により照会させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。



様式第3号（第8条関係）

下野市指令 第 号  
年 月 日

様

下野市長 印

下野市高齢者サポートカー等購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった下野市高齢者サポートカー等購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、次のとおり決定したので、下野市高齢者サポートカー等購入費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条第2項の規定により通知します。

交付決定額	円
交付の条件	次の各号のいずれかに該当することになったときは、市長の請求に応じ、当該補助金を返還すること。 (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。 (2) 法令若しくは要綱の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

様式第4号（第8条関係）

下野市指令 第 号  
年 月 日

様

下野市長 印

下野市高齢者サポートカー等購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった下野市高齢者サポートカー等購入費補助金の交付については、次の理由のとおり交付しないことを決定したので、下野市高齢者サポートカー等購入費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

不交付の理由	
--------	--